

石 情 報 第 35号
平成14年 4月26日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 様

石狩市長 田 岡 克 介

国の機関等に対する本人確認情報の提供について（諮問）

平成11年8月、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号。以下「一部改正法」という。）が公布されました。

この改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うなど、全国共通の本人確認のためのしくみである住民基本台帳ネットワークシステムの導入が行われることとなったところであります。

このシステムの導入により、本年8月5日から、国の機関等に対する本人確認情報の提供が行われることに伴い、一部改正法による改正後の住民基本台帳法（以下、「改正住民基本台帳法」という。）第30条の5第2項の規定に基づき、通信回線を用いた電子計算機の結合により、個人情報北海道知事に通知することとなること、さらには平成15年8月から、住民票の写しの交付の特例（住民票の広域交付）及び住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例（付記転出届）が行われることに伴い、改正住民基本台帳法第12条の2第5項及び同法第24条の2第5項の規定に基づき、通信回線を用いた電子計算機の結合により、個人情報を交付地市町村長及び転入地市町村長に通知することとなることから、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の規定に

より、下記のとおり諮問します。

記

- 1 事務の名称 住民基本台帳ネットワークシステムの導入に伴
なう実施機関以外のものへの個人情報提供事務
- 2 提供する個人情報の内容
 - (1) 改正住民基本台帳法第30条の5に規定する個人情報
氏名
出生の年月日
男女の別
住所
住所を定めた日
住民票コード
政令で定める事項
 - (2) 改正住民基本台帳法第12条の2第5項に規定する個人
情報
氏名
出生の年月日
男女の別
住所
住所を定めた日
世帯主の氏名及び世帯主との続柄
新たに住所を定めた者については、従前の住所
住民票コード
 - (3) 改正住民基本台帳法第24条の2第5項に規定する個人
情報
氏名
出生の年月日
男女の別
世帯主の氏名及び世帯主との続柄
戸籍の表示
住民票コード
住所

転出先及び転出の予定年月日
国民健康保険の被保険者又は退職被保険者等の表示
介護保険の被保険者である表示
国民年金の被保険者である表示
児童手当を受けている者である表示